

連結特定同族会社の連結留保金額から控除する  
連結留保控除額の計算に関する明細書

		連 結 業 度	：	：	法人名			
積 立 金 基 準 額 の 計 算	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1			連 結 中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表四の二「44」)	17	円	
		同 上 の 2 5 % 相 当 額	2			他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」の合計額)		18
	期 首 連 結 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)「20の①」) - (別表三の二「10」)	3			新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表三「22」の合計額)	19		
	期 中 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	4			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表三「23」の合計額)	20	
		適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	5			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表三「24」の合計額)	21	
	期 末 連 結 利 益 積 立 金 額 (3) + (4) - (5)	6			沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「17」)	22		
	算 積 立 金 基 準 額 (2) - (6)	7			国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表三「26」の合計額)	23		
	定 額 基 準 額 $2,000\text{万円} \times \frac{\quad}{12}$	8			収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(二)「22」+「35」+「38」+「41」+「44」) 又 は 別 表 十 の 二 (二)「51」)	24		
所 得 基 準 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「55の①」)	9			特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表三「28」の合計額)	25		
	非 適 格 合 併 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額 (別表四の二「45」)	10			特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表三「29」の合計額)	26		
	外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表三の二付表三「13」の合計額)	11			肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表三「30」の合計額)	27		
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二「9」)	12			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(二)「10」)	28		
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	13			課 税 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表三「32」の合計額)	29		
	法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二「22」+「25」)	14			連 結 所 得 等 の 金 額 (9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) - (17) - (18) + (19) + (20) - (21) + (22) + (23) + (24) + (25) - (26) + (27) + (28) - (29)	30		
	連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	15			所 得 基 準 額 (30) × 40%	31		
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二「34」)	16			連 結 留 保 控 除 額 (7)、(8) 又は (31) の い ず れ か 多 い 金 額	32			